

警報等発表時の児童・生徒の登下校について（変更）

半田市教育委員会

1 「暴風警報」または「暴風雪警報」が半田市に発表された場合

(1) 登校前（下表参照）

登校しませんが、

- ① 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を行います。
- ② 午前6時30分から午前9時30分までに警報が解除された場合には、児童生徒は弁当を持参し、指定の時間までに登校し、当日の授業を行います。
- ③ 午前9時30分から午前11時までに警報が解除された場合には、児童生徒は家庭で昼食をとり、13時30分に登校、午後の授業を行います。
- ④ 午前11時を過ぎて後、警報が解除されるか、または引き続き解除されない場合は当日の授業は中止します。

※ 上記①、②の場合、道路・橋の破壊及び浸水等で登校が危険な場合には、登校するには及びません。

(2) 登校後

- ① 安全に帰宅できると認めた場合には、速やかに下校させます。
- ② 帰宅が困難と認めた場合には、安全が確保されるまで校内の安全な場所に避難させます。

(3) 登下校中

あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅させます。

「暴風警報」「暴風雪警報」に係る学校給食の取扱い

(1) 前日までの予測で、暴風警報または暴風雪警報発表の可能性が高い場合

前日の午前中に給食の中止を決定し、学校等に連絡をします。

※ 当日、授業が可能となった場合は、必要により弁当を持参させてください。

(2) 給食実施を予定していたが、暴風警報または暴風雪警報が発表された場合

① 当日、午前6時30分前に解除された場合、給食は実施します。

② 当日、午前6時30分までに解除されない場合、給食は中止します。

※ 当日、授業の有無、登校時間、給食等は、以下の表のようになります。ただし、学校行事や短縮授業などの予定がある日には、別途学校から指示があります。

解除時間 対応	6:30 より前	6:30～	7:30～	8:30～	9:30～11:00	11時過ぎ
登校時間	平常どおり	9:30	10:30	11:30	13:30	休校
開始授業	平常どおり	2時間目	3時間目	4時間目	5時間目	なし
食 事	前日の指示による	学校で弁当を食べる			家で昼食を食べる	

2 「特別警報」が半田市を含むエリアに発表された場合

(1) 登校前

登校しません。

(2) 登校後

- ① 直ちに授業を中止し、安全に帰宅できると判断するまで、学校または避難場所に待機させます。
- ② 警報解除後、安全に帰宅できると認めた場合には、小学校は通学団で、中学校は地区ごとに下校させます。

(3) 登下校中

通学団班長・個人の判断で帰宅するか登校するか（学校に戻るか）を選びます。児童生徒が学校に来た場合は、「登校後」と同じ対応をします。

3 「大雨・洪水警報」または「大雪警報」が半田市に発表された場合

(1) 登校前

基本的には登校しますが、登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全の確認後、登校させてください。

(2) 登校後

- ① 下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、校内の安全な場所に待機させます。
- ② 気象状況や通学路の状況等から判断し、授業を中止して速やかに下校させることもあります。

4 「雷注意報」が半田市に発表された場合、または雷が発生している場合

(1) 登校前

基本的には登校しますが、登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全の確認後登校させてください。

(2) 登下校中

通学団班長・個人が危険と判断したら、近くの民家など安全な場所に避難させてもらいます。

(3) 下校前

下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、校内に待機させます。

5 「津波警報」または「大津波警報」が半田市に発表された場合

(1) 登校前

- ① 登校しません。安全な高所へ避難してください。
- ② 被害がなく解除された場合は、「暴風警報」発表時の対応と同じです。

(2) 登校後

- ① 速やかに安全な場所へ避難させます。
- ② 警報解除及び帰宅路等の安全確認ができるまでは、学校または避難場所に待機させます。
- ③ 児童生徒の帰宅については、学校及び避難場所からの引き渡しを原則としますが、安全が確認できる場合は、教員が引率して集団下校させることもあります。

(3) 登下校中

通学団班長・個人の判断で高台などの安全な場所へ避難します。

※ 震源が海岸に近い地点である場合、揺れが収まらないうちに津波が到達する場合や津波の情報が十分に行き渡らない場合もあります。海岸に近く、標高の低い学校では、揺れを感じたら津波警報の発表を待つことなく、安全な高台に避難してください。

6 「東海地震注意情報」または「警戒宣言」（東海地震予知情報）が発表された場合

(1) 登校前

登校しません。学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とします。

(2) 登校後

- ① すべての教育活動を打ち切り、あらかじめ定められた方法で帰宅させます。
- ② 翌日以降、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とします。

(3) 登下校中

あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅させます。

(4) 修学旅行等学校行事及び部活動大会参加時の場合

- ① 出発前、解散後に発表された時には、状況に応じて、上記(1)～(3)の措置を講じます。
 - ② 出発後に発表された時には、直ちに情報を集めて対処します。
- ※ 被害がなく解除された場合は、「暴風警報」発表時の対応と同じです。

7 災害等による大きな被害が半田市に出た場合

上記1～6の対応によらず、随時状況に応じた対応を行います。

8 緊急速報メールについて

半田市では、携帯電話を利用した緊急速報メールを導入しています。

緊急速報メールは、下記携帯電話会社が提供している配信サービスです。災害が発生し、避難が必要なときなど、半田市から情報を伝える必要がある際、半田市内の各携帯電話へ災害に関する情報を一斉配信します。

■（株）NTTドコモ

（総称）緊急速報メール

（サービス名）緊急地震速報、津波警報、特別警報、災害・避難情報

■KDDI（株）（au）

（総称）緊急速報メール

（サービス名）緊急地震速報、津波警報、特別警報、災害・避難情報

■ソフトバンクモバイル（株）

（総称）緊急速報メール

（サービス名）緊急地震速報、津波警報、特別警報、災害・避難情報

※月額使用料、情報料等は無料です。詳しくは各社のホームページをご確認ください。